

○総務省訓令第●号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和●年●月●日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（破線で囲んだ部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1 略〕 第2 地上基幹放送局 〔1 略〕 2 超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。） 超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。）の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。 この場合において1(1)中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 周波数の選定 別添に示す方法により選定すること。同期放送の周波数を選定することが望ましい。なお、同期放送の周波数を選定する場合は、相互に同期放送の関係にある基幹放送局は次のいずれかによるものであること。 ア 相互に同期放送の関係にある基幹放送局の搬送周波数の差が2Hzを超えて変わらないものであり、かつ、最大周波数偏移の差が1kHzを超えて変わらないものであること。 イ 相互に同期放送の関係にある基幹放送局の下位局が上位局の放送波による中継により放送を行う場合であって、上位局が送信する搬送周波数と下位局が送信する搬送周波数が同一であり区別する必要があるときは、相互に同期放送の関係にある基幹放送局の搬送周波数の差が100Hzであり、かつ、最大周波数偏移の差が1kHzを超えて変わらないものであること。 〔(5)～(8) 略〕 〔別添 略〕 〔3～5 略〕 〔第3～第26 略〕	別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1 同左〕 第2 地上基幹放送局 〔1 同左〕 2 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 周波数の選定 別添に示す方法により選定すること。同期放送の周波数を選定することが望ましい。 〔(5)～(8) 同左〕 〔別添 同左〕 〔3～5 同左〕 〔第3～第26 同左〕

附 則

この訓令は、令和●年●月●日から施行する。